

医療法人博康会 アクラス中央病院

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 アクラス中央病院（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」とする。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーションは、利用者が要介護・要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようリハビリテーションを行うことにより、「心身機能」、「活動」、「参加」など生活機能の維持向上を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設の運営の方針は以下のとおりである。

- (1) 医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- (2) 通所リハビリテーションの提供に当たる従業者は、サービス提供に当たって、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
- (4) 居宅介護支援事業者その他介護保険サービス又は福祉サービスを提供するものとの連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人博康会 アクラス中央病院 通所リハビリテーション
- (2) 開設年月日 平成 27 年 11 月 1 日
- (3) 住所 鹿児島県鹿児島市武岡 1 丁目 121 番 5 号
- (4) 電話番号 0570-000-717 FAX 番号 099-203-0776
- (5) 管理者 中村 俊博

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 通所リハビリテーション事業を行う職種、員数及び職務内容は次のとおりである。

- (1) 管理者 医師 1 名
 管理者である医師は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、多職種と連携しつつ自ら医療を行うものとする。
- (2) 医師 1 名以上
 医師は多職種と連携しつつ自ら医療を行うものとする。
- (3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員 2 名以上

- ア 専従する従業者を2人以上配置する。
- イ 専従する従業者うち2人以上は、理学療法士又は作業療法士を配置する。
- ウ 理学療法士、作業療法士若、言語聴覚士（以下、「理学療法士等」とする。）は、医師や介護職等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- エ 看護職員は多職種と連携しつつ、通所リハビリテーションの利用者の心身状態の観察、心理的問題の解決、療養・介護方法の指導、看護の提供等を行う。
- オ 介護職員は、入浴介助、食事介助、レクリエーション、リハビリテーションの介助等を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

営業日	毎週月曜日から土曜日までの6日間 ※年末年始（12月31日～1月2日）を除く
営業時間	8：00～17：00
サービス提供時間	9：00～16：10
	① 9：00～12：10
	② 13：00～16：10
	③ 9：00～16：10

（利用定員）

第7条 通所リハビリテーションの利用定員は各単位次のとおりとする。

- ① 1単位目（9：00～12：10） 15名
- ② 2単位目（13：00～16：10） 15名
- ③ 3単位目（9：00～16：10） 13名

（通所リハビリテーションの内容）

第8条 通所リハビリテーションの内容については次のとおり。

- (1) 送迎
 - 送迎を必要とする利用者については、専用車両による送迎を行う。
 - ア 移動・移乗の介助
 - イ 送迎
- (2) 健康状態の確認（医師、看護職員）
- (3) 入浴サービス
 - 居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
 - ア 入浴形態
 - ・一般浴槽による入浴（個浴）
 - イ 介助の種類
 - ・衣類着脱
 - ・身体の正式、洗髪、洗身
 - ・その他必要な介助
- (4) 食事、栄養管理
 - ア 準備、後始末の介助
 - イ 食事摂取の介助
 - ウ その他必要な食事の介助

- (5) リハビリテーション
利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数のリハビリテーションの項目を準備し、利用者の生活意欲が促進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行う。
- (6) 相談・援助
利用者及びその家族の日常生活におけるリハ、介護等に関する相談及びその助言を行う。
- (7) レクリエーション
- (8) 口腔機能、嚥下機能訓練

(利用者の負担額)

第9条 利用者の負担額を次のとおりとする。

- (1) 通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合に記されている負担割合を利用者負担額とする。
- (2) 昼食費として600円を徴収する。
- (3) 利用前日の17時までキャンセルの連絡がない場合は下記料金を徴収する。ただし、緊急入院等の場合にはこの限りではない。
(負担割合1割の方) 800円及び昼食費の100%
(負担割合2割の方) 1,600円及び昼食費の100%
(負担割合3割の方) 2,400円及び昼食費の100%
- (4) 通常の事業の実施地域を超えて送迎を行う場合は1kmを超えるごとに100円を徴収する。
- (5) その他施設外活動、個別プログラム、介護用品等にかかる諸経費については、別途徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

鹿児島市（アクラス中央病院より半径4km以内）

※通常の事業の実施地域外の場合は要相談。場合によってはサービス提供できない場合もある。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を次のとおりとする。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- (4) 施設内の設備及び物品等の利用に関しては、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意すること。
- (5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業者が必要と認めたものは、持参するようにすること。緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (6) 介護保険サービス利用開始時には必ず介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証の提示を行うこと。

(7) 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(非常災害対策)

第12条 通所リハビリテーションの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は火災発生時対応マニュアル、地震発生時対応マニュアル等に従い利用者の避難等適切な措置を講ずるものとする。また、管理者は日常に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとるものとする。

(2) 当施設は前項に規定する訓練の実施にあたって地域住民の参加が得られるよう連携に務めるものとする。

(通所リハビリテーション計画の作成及び評価)

第13条 通所リハビリテーション計画の作成は次のとおりとする。

- (1) 指定通所リハビリテーションを提供する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を把握し、個別に通所リハビリテーション計画を作成するものとする。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所リハビリテーション計画を作成するものとする。
- (2) 通所リハビリテーション計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。
- (3) 利用者に対し、通所リハビリテーション計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。事故が発生した場合は速やかに適切な処置を行うと同時に、速やかに関係機関及び利用者の家族に連絡を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第14条 守秘義務及び個人情報の保護については次のとおりとする。

- (1) 通所リハビリテーション従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、当施設に従事していた従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事しなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事する従業者との雇用契約の内容とする。
- (2) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- (3) 事業者は、サービス担当者会議等において利用者及び家族等の個人情報を用いる場合は、利用者及びその家族等の同意を予め文章により得るものとする。職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。

(記録の整備)

第15条 通所リハビリテーションを提供した際には、その提供日及び内容等について、また利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額その他必要な記録を所定の書面に記載するものとする。事業所はこの事業を行うため、経過記録、利用者自己負担入金簿、その他必要な記録、帳簿を整備するとともに当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

(苦情の処理)

第 16 条 管理者は、提供した通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講ずるものとする。

(衛生管理)

第 17 条 衛生管理については次のとおりとする。

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- (2) 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(損害賠償)

第 18 条 当事業所は、利用者に対する通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止対策)

第 19 条

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

ア 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置

イ 虐待防止のための指針の整備

ウ 虐待を防止するための定期的な研修の実施

- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者、利用者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第 20 条

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 21 条

- (1) 管理者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努めるものとする。

- (2) 全ての通所リハビリテーション従業者（医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- (3) 適切な指定通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (4) この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人博康会にて適宜定めるものとする。

付 則

- この運営規程は、2015年11月1日より施行する。
- この運営規程は、2017年6月1日より施行する。
- この運営規定は、2017年6月15日より施行する。
- この運営規定は、2017年9月1日より施行する。
- この運営規定は、2017年11月1日より施行する。
- この運営規定は、2018年4月1日より施行する。
- この運営規定は、2019年3月1日より施行する。
- この運営規定は、2019年8月1日より施行する。
- この運営規定は、2019年8月15日より施行する。
- この運営規定は、2023年6月1日より施行する。
- この運営規定は、2023年9月15日より施行する。
- この運営規定は、2024年9月1日より施行する。